令和元年度補正・令和2年度補正(特別枠含む) サービス等生産性向上IT導入支援事業

交付申請の手引き

サービス等生産性向上IT導入支援事業 令和2年(2020年)5月11日 令和2年(2020年)6月17日改訂

本手引きについて

本手引きはIT導入支援事業者と中小企業・小規模事業者等を対象に、交付申請を 行う際の準備、手続き、注意点等について記載しています。本手引きに沿って、交付 申請を行ってください。

なお、本手引きの内容は、予告なく変更となる場合があります。更新版の手引きは本事業のホームページにて公開のうえ告知します。また、変更点は手引き内に明記します。

交付申請を行うにあたっては公募要領もあわせて確認してください。

(A、B類型)

(二) 公募要領 特別枠(C類型)



本手引きでは、2つのアイコンを用いて交付申請における手続き等の説明をしています。



「IT導入支援事業者事業者」が確認する項目



申請者」が確認する項目

目次

1. 1 得	・人補助金につい(
2. 3. 4. 5. 6. 7.	IT導入補助金とは 事業スキーム 特別枠(C類型)について 類型判別チャート 補助対象経費及び補助率、対象類型、補助上限・下限額 補助対象となるITツール 補助対象外経費 事業フロー	<u>P.5</u> <u>P.5</u> <u>P.7</u> <u>P.7</u> <u>P.8</u> <u>P.9</u>
2. 交付	申請について	
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.	交付申請とは 公募スケジュール	P.13P.14P.15P.16P.17P.18P.19P.20
3. 交付	中請を行う	
2.	主な入力項目 必要な添付書類 添付書類についての注意点	····· <u>P.24</u> ···· <u>P.25</u> ···· <u>P.26</u>
4. ステ	ータス・通知メールについて	
	ステータスについて 通知メールについて	····· <u>P.31</u> ···· <u>P.32</u>
5. 交付	· 決定後の流れ	
1.	事業実施時の注意点	<u>P.34</u>
6. 問い	合わせ	<u>P.36</u>
7. 交付	申請画面イメージ	···· <u>P.37</u>

Point!



本紙の使い方

- 目次のページ数の部分はアンカーリンクになっています。クリックすると該当ページへ飛ぶことができます。
- キーボードのCtr+Fを押すことにより任意のテキストで検索することが可能です。

1. IT導入補助金について

- 1. IT導入補助金とは
- 2. 事業スキーム
- 3. 特別枠(C類型)について
- 4. 類型判別チャート
- 5. 補助対象経費及び補助率、対象類型、補助上限・下限額
- 6. 補助対象となるITツール
- 7. 補助対象外経費
- 8. 事業フロー

IT導入補助金について

1 - 1

IT導入補助金とは



本事業は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費の一部を補助等することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的としています。(通常枠(A・B類型))。

さらに新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「通常枠」より補助率を引き上げた「特別枠(C類型)」を設け、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者によるIT導入等を支援します。

1−2 │ 事業スキーム

本事業は、以下スキーム図のように「IT導入補助金事務局」「IT導入支援事業者」「中小企業・小規模事業者等」の3者で遂行されます。

<IT導入補助金事務局>

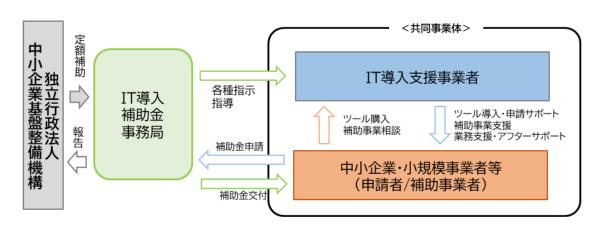
一般社団法人サービスデザイン推進協議会が運営するサービス等生産性向上IT導入支援事業事務局を指し、申請の受付、検査、補助金の交付等を行います。

<IT導入支援事業者>

中小企業・小規模事業者等が補助事業を円滑に実施するためのサポート等を行う、本事業における事業 パートナーを指します。

<中小企業・小規模事業者等(申請者/補助事業者)>

生産性向上のため業務プロセスの改善と効率化に資するITツールを導入し、補助金の交付を受ける者を指します。



1-3 特別枠(C類型)について



令和2年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業 特別枠(C類型)について

昨今の新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策及び同感染症の拡大防止に向け、具体的な対策(サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等)に取り組む事業者によるITツールの導入を優先的に支援するために創設されたものです。

同時に執行する令和元年度補正(令和2年度繰越)IT導入補助金の通常枠(A類型・B類型)とは、制度等に一部異なる点がありますので、ご注意ください。

遡及(さかのぼり)申請可能期間について

特別枠(C類型)に限り、一刻も早いテレワーク環境の整備や非対面型ビジネスモデルへの転換等の必要性の理由から、公募開始前の遡及申請可能期間(2020年4月7日(火)以降)に、ITツール導入についての契約を実施した場合も補助対象事業として認めます。

申請者による交付申請までの間に当該ITツールとそれを提供するIT導入支援事業者が事務 局に登録されていない場合は、補助対象となりません。

甲・乙・丙の目的に資するITツールについて

甲・乙・丙の目的に資するITツールとは、具体的にはITツールの登録の際に甲・乙・丙に資すると申告されたITツールと、ハードウェアレンタルを指します。

特別枠(C類型)で申請するには、甲・乙・丙の3つのいずれか一つの目的に資するITツールが1つ以上必ず含まれ、当該ITツールの導入にかかる経費が補助対象経費全体の1/6以上を占めていることが要件となります。

🏲甲:サプライチェーンの毀損への対応

(顧客への製品供給を継続するために必要なIT投資を行う)

▶乙:非対面型ビジネスモデルへの転換

(非対面・遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデルに転換するために必要なIT投資を行う)

▶丙:テレワーク環境の整備

(従業員がテレワーク(在宅勤務等)で業務を行う環境を整備するに必要なIT投資を行う)

田・乙・丙 C類型−1: 甲ITツールのみを導入

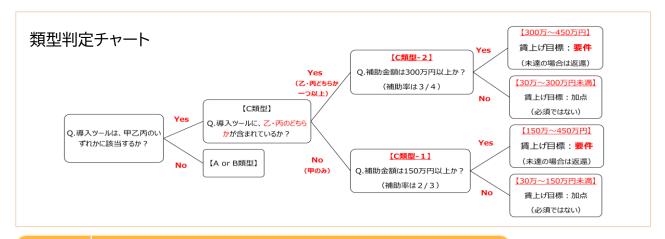
ITツール導入要件 C類型-2: Zor丙ITツールどちらか1つ以上を導入

このでは、本手引きP.19に記載しています。

1-4 | 類型判別チャート



導入するITツールと補助金申請額から類型と賃上げ目標の要件を確認してください。



1−5 │経費対象経費及び補助率、対象類型、補助上限額・下限額

補助対象経費の区分に対して、補助率を乗じて得られた額の合計については、補助上限額・下限額の範囲内で補助をします。

申請類型によって補助対象経費、補助率、補助金申請額が異なります。

通常枠(A類型、B類型)

特別枠(C類型)

補助対象経費	ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアに 関連するオプション・役務の費用		ソフトウェア購入費用及び導入するソフト 利用に必要不可欠なハードウェアのレン と関連するオプション・役務の費用	
補助対象経費の 考え方	「交付決定日以降」にITツールの 契約・納品・支払いが行われるもの		「交付決定日以降」にITツールの契約・約が行われるもの、あるいは、「2020年4にITツールの契約が行われたもの注)交付申請までに当該ITツールとそれIT導入支援事業者が事務局に登録され	月7日以降」
	A類型 : 30万~150万未満 1/2以P	1/2以内	C類型-1 : 30万~150万未満	- 2/3以内
類型申請及び 補助金申請額	A	1/ 2以內	C類型-1 : 150万~450万	2/ 3以内
補助率	 B類型 : 150万~450万 1/	1/2以内	C類型-2 : 30万~300万未満	3/4以内
	1307J *4307J	1/ 2/4/3	C類型-2 : 300万~450万	3/ +W/3

- ※ 補助金は、事務局から補助事業者に直接支払います。
- ※ 補助金額の1円未満は切り捨てとします。

交付決定時の類型は変更できません。実績報告時に補助金申請額に変更があった場合も、交付決定時の 類型の責務が課されます。

補助対象となるITツール



補助対象経費は、あらかじめ事務局に登録されたITツール(事務局に登録されたIT導入支援事業 者が提供するもの)の導入費用とします。申請者は、登録されたIT導入支援事業者への相談を行い、 自社の生産性向上に寄与する適切なITツールを選択し、申請してください。

本事業において補助の対象となるITツールとは、補助事業者の労働生産性向上に資する①ソフト ウェア(業務プロセス・業務環境)、②ソフトウェア(オプション)、③役務(付帯サービス)からなります。



① ソフトウェア(業務プロセス・業務環境)

製品に含まれる機能により恒常的な生産性が向上するまたはテレワーク等の業務環境改善に寄与するソフトウェ アが対象となります。一般顧客向けに対象となる「業種」「業務範囲」「業務機能」など仕様を明確に定義して開発さ れ、一般に販売が開始されており、生産性が向上するまたはテレワーク等の業務環境改善に寄与するソフトウェア 製品です。



② ソフトウェア(オプション)

ソフトウェア(業務プロセス・業務環境)の導入に伴い必要となる製品で、「自動化・分析ツール」「汎用ツール(テレ ワーク環境の整備に資するツール含む)」「機能拡張」「データ連携ツール」「セキュリティ」からなるオプション製品 は補助対象であり、交付申請を行う際にはこれらの導入については任意となります。

自動化・分析ツール	機能拡張	
特定の業種や業務に使用が限定されず、複数のシステムの高度な連携 や解析・分析の機能により生産性向上に寄与するツール。ソフトウェア (業務プロセス・業務環境)を利用した業務の自動化を制御するツー ル。具体的にはBI、BP(ビジネス・プロセス)分析、作業工程分析やRP Aなどのソフトウェア製品。	ソフトウェア(業務プロセス・業務環境)の機能を拡張するソフト フォーマット変換、バックアップ、ファイル管理などのユーティリ・ EBサーバ、DBサーバ、システム運用などのミドルウェアパッケ・	
	データ連携ツール	

汎用ツール(テレワーク環境の整備に資するツール含む)

特定の業種や業務に使用が限定されず、広い業務に適用できるソフト ウェア。表計算・ワープロ・簡易データベースやメール・グループウェア 等などのSaaSのライブラリーなどが該当する。汎用ツール(テレワー ク環境の整備に資するツール含む)用に作成された業務テンプレート (マクロ/VBA等の生成物など)もこれに該当する。

ソフトウェア同士のデータ連携を行うソフトで、EAI製品など。 EAI···Enterprise Application Integrationの略

セキュリティ

PCやソフトウェアの保護やデータを暗号化することにより保護するソフ トウェア製品、認証・監視システムなど。監査・診断・監視・運用などの サービスは役務(付帯サービス)として申請すること。



③ 役務(付帯サービス)

ソフトウェア(業務プロセス・業務環境)の導入に伴って必要となる役務(付帯サービス)は補助対象であり「導入 コンサルティング」「導入設定・マニュアル作成・導入研修」「保守サポート」「ハードウェアレンタル」からなり、交付申 請を行う際にはこれらの導入については任意となる。

導入コンサルティング

交付決定後に発生するソフトウェア(業務プロセス・業務環境)の導入 に向けた詳細設計(導入計画、教育計画の策定等)などのコンサル ティング費用。

導入設定・マニュアル作成・導入研修

上記結果に基づく設定費用、マニュアル作成費用など。 導入に伴う移動交通費や運搬費、宿泊費は対象外。

保守サポート

バグ発生時の対応、顧客からの問い合せ対応、バージョンアップ対応 他、保守契約などに記載された作業であり導入初年度1年分の費用 のみが補助対象。

ハードウェアレンタル(C類型のみ)

本事業において、大分類Ⅲ「役務」の一つとして補助対象となるハー ドウェアレンタル費の内訳は以下a,b,cに限定する(以下に該当しな

い機器及び周辺機器のレンタル費は補助対象外)。 a)デスクトップ型PC、ラップトップ型PC、タブレット型PC、スマー トフォン

b)a)に接続し「甲」「乙」「丙」のいずれかの目的に対応したWEBカ メラ、マイク、スピーカー、ヘッドセット、ルーター(Wiffルーター・アク セスポイント等)、ディスプレイ、プリンター

c)「乙」の目的に対応したキャッシュレス決済端末及び付属品

※1ハードウェアレンタル費用は、IT導入支援事業者により事務局に登録されたITツールのみが補助対象とな

る。 ※2レンタル料は、レンタル開始日から1年分までを上限として補助対象となる。

※2レフル内科は、レファル開始ロルット 日本方は、全上版として無知があならなる。
※3タブレット型PCやスマートフォンはWi-Fiモデル・セルラーモデル等は関わないが、通信料は補助対象外となる。(セルラーモデルの導入においてはSIMカードのレンタル費用も端末と併せて補助対象とする)
※4補助対象となるWEBカメラは、主にPCを利用したまが面型ビジネスモデルへの転換(2)、テレワーク環境の整備(丙)を行うために活用するITツールであり、以下のようなWEBカメラは補助対象外。補助対象外となるWEBカメラ:監視カメラ、見守りカメラ、一般的なな写体撮影用カメラ等
※5補助対象となるルーターとは、主に非対面型ビジネスモデルへの転換(2)、テレワーク環境の整備(丙)を行うことを目的として社内外間が可導入するモデムやルーター(有線無線)機器のことを指す。モバイルWi-Fiルーターも、シャルに帰り対象をするが、通信製は維助計する。

ターもレンタルに限り対象とするが、通信料は補助対象外。 ※6補助対象となるディスプレイとは、主に非対面型ビジネスモデルへの転換(乙)、テレワーク環境の整備(丙) を行うことを目的として社内外間わず導入するITツールであり、地上波放送等の視聴や遊興的に映像を流すこ

を行うことを目的として江外的は19 等人9 51 プラル どめり、地上成放送等い代理や途典時1. 吹像を流9 とを目的とするディスプレイは補助対象と、 ※7補助対象となるプリンターとは、主に非対面型ビジネスモデルへの転換(Z)、テレワーク環境の整備(内)を 行うことを目的として、社内外間わず導入する文書媒体に対して出力をする「アツールであり、あくまでも機器レ ンタル料金のみが補助対象となり(リース契約は対象外)、インつ等の消耗品については補助対象外。 ※88 c)において補助対象となるキャッシュレス決済端末とは、クレジットカード、デビットカード、電子マネーQR コード決済など、一般的な関質に繰り返り利用できる電子的な決済手段の提供に必要な、読み取り、決済処理、 精算データ作成、精算データ送信、通信機能を有する機器を指す。

標昇アーツ作成、相昇アーツ区店、週后板階にで用するの域はで1日す。 あくまでも機器レンタル料金のみが補助対象となり(リース契約は対象外)、設置費、通信料、インクやロール紙等 の消耗品については補助対象外。 ※9 c)において補助対象となる付属品とは、キャッシュレス決済を行うためのソフトウェアや決済端末と併せて

※9 C)において 無助対象となる行馬品とは、キャッシュレス状済を行うためのソフトウエアや沢済蟠木と併せて 使用する際に必要な以下の機器を指す。 ・デスクトップ型PC、ラップトップ型PC、タブレット型PC、スマートフォン・・・(a)に記載のものと同様) ・リーダライタ、バーコードリーダー、サインバッド、カスタマーディスプレイ、レシートプリンター、SIMカード ・ルーター(Wifhルーター・アクセスポイント等)・・・(b)に記載のものと同様) あくまでも機器レンタル料金のみが補助対象となり(リース契約は対象外)、設置費、通信料、インクやロール紙等 の消耗品については補助対象外。

Ⅰ-7 │ 補助対象外経費



代表的な補助対象外経費は以下のとおりです。

- ・Å・B類型におけるハードウェアの購入・レンタル・リース、C類型におけるハードウェアレンタルを除く購入、リース
- ・組込み系ソフトウェア(特定のハード機器を動作させることに特化した専用システム。 例:タッチペンに組み込まれたシステム、印刷機に搭載された制御システム)
- ・契約後に新規・追加機能開発が必要なソフトウェア、または大幅なカスタマイズが必要となるソフトウェア(ECサイト制作を除く)
- ・料金体系が従量課金方式のもの
- ・広告宣伝費、広告宣伝に類するもの
- ・緊急時連絡システムなど、恒常的に利用されないシステム
- ・ホームページ制作、Webアプリ制作、スマートフォンアプリ制作、VR・AR用コンテンツ制作、デジタルサイネージ用コンテンツ制作、コンテンツ配信管理システム
- ・ホームページ制作ツール等のCMSで制作した簡易アプリケーション
- ・ホームページと同様の仕組みのもの(情報の入力、保存、検索、表示等の簡易的な機能しかないもの。)は対象外。ただし、分析機能や指示機能、演算処理、制御などのプログラムは対象となる。
- ・単なる情報提供サービス
- ・会員登録しWEB上でサービスの提供を受ける仕組みのもの
- ・恒常的に使用されるソフトウェアではないもの
- ・業務の効率化を図るものではなく、補助事業者が販売する商品やサービスに付加価値 を加えることが目的のITツール
- ・交付申請、報告に係る申請代行費
- ・リース料金
- 公租公課(消費稅)
- ・その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び中小機構 並びに補助金 事務局が判断するもの

事業フロー



本事業は以下のフローで行います。

IT導入支援事業者登録

- IT導入支援事業者への登録を希望する者は、事務局へIT導 入支援事業者登録申請を行います。IT導入支援事業者登録 申請完了後、事務局の審査、外部審査委員会の審査を経て 採否を決定します。
- 峰 ※IT導入支援事業者の登録申請手続きは通常枠、特別枠ともに共通です。

ITツール登録

IT導入支援事業者は、補助対象となるITツールを事務局へ

- → 登録します。ITツール登録申請完了後、事務局の審査、外部審査
 ・
- ・ 委員会の審査を経て採否を決定します。 登録されていないITツールは交付申請をすることができません。

【╬ 「ITツール登録要領」 (は 「ITツール登録の手引き」を参照してください。

2020年4月7日

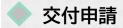




※ 遡及申請可能期間について ※特別枠(C類型)のみ

特別枠に限り、2020年4月7 日(火)以降に、ITツールの導 入契約を行った事業も対象と なります。

注)交付申請までに当該ITツール とそれを提供するIT導入支援事業 者が事務局に登録されている必要 があります。



補助金の交付を希望する中小企業・小規模事業者等(「申請者」または「補助事業者」という。)

とIT導入支援事業者は、交付申請に必要な情報を取り揃え、交付申請を作成します。交付申 請は、申請者が事務局へ提出をします。

------ 提出された交付申請は、外部審査委員会による審査を経て採否が決定します。----

交付決定

- 「交付決定」となった申請者へ事務局は「交付決定通知」を行います。交付決定通知を受けた 申請者は「補助事業者」となり、補助事業を開始することができます。
- 通常枠(A.B類型)においては、「交付決定」を受ける前に、契約・発注、支払い等を行った場 合は、補助金の交付を受けることができません。 必ず、「交付決定」を受けた後に事業を開 始してください。

※特別枠(C類型)については、【【【「公募要領 特別枠(C類型)」を参照してください。

1-8 事業フロー



事業実施

交付決定を受けた後、補助事業を実施します。事業実績報告時に必要となる情報を<u>事前に確認し、事業に係る証憑は全て破棄等せずに保管をします。</u>

事業を実施する際には、必ず契約を最初に行ってください。納品・支払いを先に行った場合補助金の 交付を受けることができません。

事業実績報告

- 実施した事業内容を事務局へ報告します。報告された内容は事務局にて確定検査を行いま✓ す。必要に応じて立入検査・ヒヤリング等を行うことがあります。
 - ※詳細は、後日公開予定の「事業実施・実績報告の手引き」を参照してください。

◆ 補助金額の確定

- ✓ 確定検査の結果、補助事業が適切に実施されたことが認められると、事務局は補助事業者へ✓ 補助金確定内容の承認を依頼します。補助事業者は内容を確認し、承認を行います。
- ◆ 補助金額の交付
- 事務局は補助事業者へ「補助金額確定の通知」を行い、補助金を交付します。

◆ 事業実施効果報告・アフターフォロー

IT導入支援事業者と補助事業者は、補助事業終了後事務局が定めた期間における生産性向上等に関する情報を事務局へ報告します。また、IT導入支援事業者は補助事業終了後も補助事業者のサポートを行います。

年度	事業実施効果報告対象期間	事業実施効果報告期間
1年度目	2021年4月1日~2022年3月末日	2022年4月以降~
2年度目	2022年4月1日~2023年3月末日	2023年4月以降~
3年度目	2023年4月1日~2024年3月末日	2024年4月以降~

2. 交付申請について

- 1. 交付申請とは
- 2. 公募スケジュール
- 3. 補助対象事業者 / 中小企業小規模事業者等の定義
- 4. 申請要件
- 5. 交付申請の流れ
- 6. プロセス数について(A,B類型)
- 7. プロセス数について(C類型)
- 8. 申請類型によるITツールの導入条件
- 9. 賃上げ目標・要件について
- 10. 加点項目

2 交付申請について

-1 | 交付申請とは



交付申請とは、補助金の交付を希望する中小企業・小規模事業者等が、事業計画・事業費等を事務局へ申請することです。

IT導入支援事業者と相談のうえ、必要情報・書類を揃え事務局へ申請を行ってください。

2-2 公募スケジュール

申請できるのは、2020年度内の公募期間中、中小企業・小規模事業者等(1法人・1個人事業主) 当たり、1申請のみとなります。

交付申請・事業実施期間(予定)		
交付申請期間	2020年5月11日~2020年12月下旬まで	
事業実施期間	交付決定後~6ヶ月間程度 ※詳細日時は別途指定	

本事業の公募は、2020年5月29日17:00、6月12日17:00、6月26日17:00、7月10日 17:00に締切を設け、それまでに受け付けた申請を審査し交付決定を行う予定です。スケジュール については本事業のホームページにて公開します。

※制度内容・スケジュール等は変更する場合があります。



💃 申請についての注意点

- 事務局へ提出した申請内容の訂正や、書類の差し替え等はできません。また、採否が発表される まで取り下げもできませんので、十分に内容を確認のうえ申請してください。
- 交付決定を受けた事業者は、交付決定日から12ヶ月以内に同一事業(令和元年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業・令和2年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業)での申請は行えません。
- 本公募にて不採択となった場合や、交付決定後に申請の取り下げを行った場合は、次回以降の 締め切りまでに交付申請は可能です。



申請受付締切時間についての注意点

交付申請の締切時間は、締切日の17:00です。

交付申請の提出は、日時に余裕をもって行ってください。

締切時間を超えた場合は、いかなる理由であっても受付対応は一切いたしかねます。

• 締切時間直前は申請マイページへのアクセスが集中するため、各種画面の遷移、SMS認証などに伴う接続時間が通常よりも長くかかる可能性があります。

2 - 3

補助対象事業者 / 中小企業・小規模事業者等の定義



本事業において、申請の対象となる中小企業・小規模事業者等は、以下のとおりです。

中小企業の定義

業種分類	定義
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300人以下の会社及び個人事業主
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100人以下の会社及び個人事業主
③ サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300人以下の会社及び個人事業主
② 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
③ その他の業種 (上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300人以下の会社及び個人事業主
③ 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪ 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
① 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
② 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①~⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の 者
③ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①~⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の 者
③ 財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)	上記①~⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の 者
⑤ 特定非営利活動法人	上記①~③の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の 者

小規模事業者の定義

業種分類	定義
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数が5人以下の会社
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数が20人以下の会社
製造業その他	常時使用する従業員の数が20人以下の会社

- ※1 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため「常時使用する従業員」には該当しないものとする。
- ※2 大企業とは、上記の表に規定する中小企業・小規模事業者等以外の者であって、事業を営む者を言う。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ※3 本事業に申請する全ての事業者は、製品・サービスの生産・提供など、生産活動に資する事業を行っていることを前提とし、且つ申請・導入するITツールは、製品・サービスの生産・提供などの生産性向上に資するものであること。

【参考】過去年度のIT導入補助金において、申請を受け付けた組織形態の事業者

株式会社 有限会社 合同会社 合名会社 合資会社 特定非営利活動法人(NPO法人) 企業組合 協業組合 事業協同組合 協同組合連合会 商工組合 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合 一般社団法人 一般財団法人 学校法人 公益社団法人 公益財団法人 農事組合法人 労働組合 農業協同組合 農業協同組合連合会 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 土地改良区 森林組合 森林組合連合会 商工会 商工会連合会 商工会議所 青年会議所 企業年金基金 都道府県職業能力開発協会 健康保険組合 土地改良事業団連合会 等(順不同)

申請要件



交付申請を行うには、申請する類型の申請要件をすべて満たしている必要があります。 通常枠(A類型、B類型)、特別枠(C類型)、それぞれ要件が異なりますので、公募要領に記 載の申請要件をよく読んだうえで、申請を行ってください。 要件を満たしていない者は申請を行っても採択とはなりません。



申請要件については、必ず公募要領にてご確認ください。



(二) 公募要領 通常枠(A、B類型)



(C類型) 公募要領 特別枠(C類型)

gBizIDについて

本事業の申請においては、「gBizIDプライム」アカウント(ID・パスワード等)が必要となります。

-gBizIDについて-

ではありません。

経済産業省及び中小企業庁では、複数の行政サービスを1つのアカウントにより利用する ことのできる認証システムであるgBizIDの利用を推奨しています。gBizIDのアカウントを 取得すると、このシステムにつながる行政サービスでの利用が可能となります。また、利用 することのできる行政サービスについては、順次拡大を図っていきます。なお、gBizIDの ご利用には料金は発生しません。ただし、将来にわたって無料であることをお約束するもの

(参考)gBizID ホームページ https://gbiz-id.go.jp/top/



SECURITY ACTIONについて

-SECURITY ACTIONについて-

本事業の申請にあたっては、申請画面上で「情報セキュリティ5か条」の各確認項目に対して チェックを入れることにより、既に取り組んでいる、あるいは取り組む意思があることについて 回答します。後日、本事業の申請内容を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に提供し SECURITY ACTION事務局(IPA)より「★ 一つ星」宣言の受付完了等、今後の手続きに関す る案内についてメールで通知します。

「SECURITY ACTION」の概要説明

https://www.ipa.go.jp/security/security-action/it-hojo.html

2−5 │ 交付申請の流れ



交付申請は以下の流れで行います。♪・申請の手続きは、A,B,C類型ともに同じです。

申請マイページ、IT事業者ポータルのご利用はWindows環境でのMicrosoft® Edge®、Google Chrome™の各最新版を推奨しています。推奨環境以外でご利用された場合は、表示や動作が正しく行われない可能性があり、正しい申請情報を提出いただけず、審査が行えません。必ず上記推奨ブラウザをご利用ください。

IT導入支援事業者

① 申請マイページへの招待

IIT導入支援事業者は、IT事業者ポータルから申請マイページへの招待を行います。

申請者

② 申請マイページ開設

申請者は、申請マイページ招待メールに記載のURLのから、申請マイページ開設を行います。

③ gBizIDログイン

gBizIDにてログインを行います。

4 交付申請の作成開始

申請マイページから交付申請の作成を開始します。 基本情報、財務情報、経営情報の入力、必要書類の添付、 申請類型の選択をします。

IT導入支援事業者

⑤ 交付申請情報の入力

申請者が入力した情報の確認、IT導入支援事業者担当者情報、計画数値、導入するIT入力ツール情報の入力をします。

申請者

⑥ 交付申請情報の入力

IT導入支援事業者の入力が完了したら、申請者は申請マイページにログインし、申請要件の確認、賃金情報、第三者情報の入力、申請内容の確認をします。

⑦ SMS認証・提出

SMS認証による本人確認を行い交付申請を事務局へ提出をします。

事務局

審査

事務局での審査、外部審査委員会においての審査を経て事務局は採否を決定し交付決定となります。

採択·交付決定

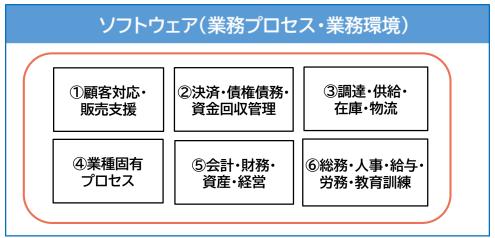
2−6 プロセス数について(A類型、B類型)



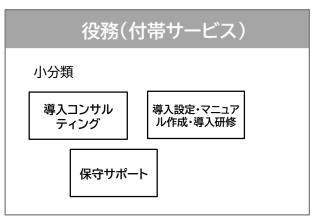
交付申請を行うには類型によりソフトウェアが担うプロセス数の導入要件が異なります。 また、ソフトウェアの要件を満たしていることにより、オプション、役務の導入ができます。

A類型·B類型

赤枠の中の6つの業務プロセスのうちA類型はいずれか1つ以上B類型はいずれか4つ以上を担う ソフトウェアの導入が必須です。







例)ソフトウェアAとソフトウェアBを1つづつ含めた交付申請を行う

ソフトウェアA プロセス P-02 P-03

ソフトウェアB プロセス P-02 P-03 P-04 P-05 ※左記の図ではプロセス4つ

プロセス02、03、04、05の4つを満たすのでA・B類型ともに申請可P-02p-03は重複するためそれぞれ1つとカウントします。

・プロセス表の共P-06-07在宅勤務支援(WEB会議システム)・共P-06-08在宅勤務支援(WEB会議システムに付属する画面共有/資料共有機能)の2つを有するソフトウェアは、A類型、B類型では業務プロセス⑥として選択できません。汎用ツールとして導入してください。

※プロセス表については、(<u>公募要領 通常枠(A、B類型)</u> の巻末参照。

2-7 │プロセス数について (C類型)

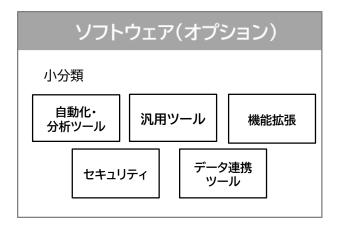


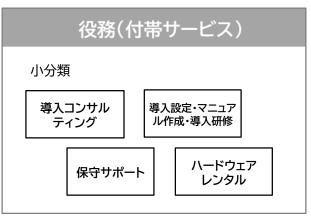
交付申請を行うには類型によりソフトウェアが担うプロセス数の導入要件が異なります。 また、ソフトウェアの要件を満たしていることにより、オプション、役務の導入ができます。

C類型

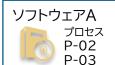
赤枠の中の6つの業務プロセスのうちいずれか1つ以上を担うソフトウェアの導入が必須です。







例)ソフトウェアAで交付申請を行う



※左記の図ではプロセス2つ

プロセス02、03を満たすのでC類型の申請可

※C類型に交付申請を行うには、甲・乙・丙のソフトウェアまたはオプションの導入が必須です。

※プロセス表については、 <u> 公募要領 特別枠(C類型)</u>の巻末参照。

申請類型によるITツールの導入条件



申請する類型により、ITツールの導入条件が異なります。



ITツールの導入について

A類型 B類型

① 甲・乙・丙のソフトウェアまたは、甲・乙・丙のオプションを導入できますが、ハードウェア レンタルは導入することができません。

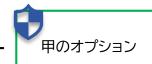
C類型

- ① C類型で申請するには、甲・乙・丙のソフトウェアまたは、甲・乙・丙のオプションのいずれ か1つ以上を導入することが必要です。
- ② ハードウェアレンタルのみの導入はできません。ソフトウェアの導入と①を満たすことで、 ハードウェアレンタルを導入できます。
- ③ 甲・乙・丙のソフトウェア、甲・乙・丙のオプション、ハードウェアレンタルの合計が補助対象 経費の1/6以上になるよう導入することが必要です。

導入例)C類型で申請を行う



甲・乙・丙に該当し ないソフトウェア



C類型で申請できます。



甲・乙・丙に該当し ないソフトウェア



申請できません。 甲・乙・丙のソフトウェアまたは甲・ 乙・丙のオプションのいずれかの導 入が必要です。

甲・乙・丙の目的に資するITツールとは

甲・乙・丙の目的に資するITツールとは、具体的にはITツールの登録の際に甲・乙・丙に資す ると申告されたITツールと、ハードウェアレンタルを指します。

甲:サプライチェーンの毀損への対応

(顧客への製品供給を継続するために必要なIT投資を行う)

乙:非対面型ビジネスモデルへの転換

(非対面・遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデルに転換するために必要なIT投資を行う)

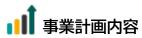
丙:テレワーク環境の整備 (従業員がテレワーク(在宅勤務等)で業務を行う環境を整備するに必要なIT投資を行う)

2-9 賃上げ目標・要件について



■■ 賃上げ目標・要件について

以下の要件をすべて満たす3年の事業計画を策定し従業員に表明していることが、申請類型により申請の必須要件または加点項目となります。 ※詳細は公募要領を参照してください。







公募要領 特別枠(C類型)

- ✓ 事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること (被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用 に取り組む場合は、年率平均1%以上増加すること)
- ✓ 事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30 円以上の水準にすること

※今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者(特別枠 C類型)については 補助事業実施年度 に感染症の影響を受けることを想定して、上記の賃上げ目標を据え置きし、その翌年度から3年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能。

類型別 賃上げ目標・要件			
A類型 :	30万~150万未満	加点項目	
B類型 :	150万~450万	必須要件	
C類型-1:	30万~150万未満	加点項目	
C類型-1:	150万~450万	必須要件	
C類型-2:	30万~300万未満	加点項目	
C類型-2 :	300万~450万	必須要件	

必須要件

申請時に満たしていない場合 採択されません。

加点項目

申請時に満たしている場合加 点されます。

- ³ <mark>給与支給総額</mark>とは、全従業員(非常勤を含む)及び役員に支払った給与等(給料、賃金、賞与及び ■ 役員報酬等は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く)をいいます。
- 被用者保険の任意適用とは、従業員規模51名~500名の企業が短時間労働者を厚生年金に加入させることを指します。
- ◎ 「中本平均1.5%の計算は、年平均成長率(CAGR)を用いて計算します。
- <u>※年平均成長率(CAGR)とは、指定した複数年にわたる成長率から、1年あたりの幾何平均を算出したもののこと。</u>

(注)以下の事業者については賃上げ要件の適用外とします。

- ① 賃上げ要件が加点項目となる申請類型を選択し交付申請した事業者
- ② 2-3 補助対象事業者に定める小規模事業者
- ③ 健康保険法、国民健康保険法、労災保険、自賠責保険の対象となる医療等の社会保険医療の給付等を行う保険 医療機関及び保険薬局
- ④ 介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービスや施設サービスを提供する介護サービス事業者
- ⑤ 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び更生保護事業法に規定する更生保護事業を行う事業者
- ⑥ 学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が1年以上などの一定の要件を満たす各種学校

学 賃上げ目標が要件となる類型では、事業計画中(毎年3月時点)、計画終了時点において増加目標が達成できていない場合、 補助金の全部もしくは一部の返還を求める場合があります。 2-10

加点項目



地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の承認を取得していること

< 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画とは>

地域未来投資促進法(平成19年法律第40号)は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波 及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を応援するもの。地方公共団体が 策定した基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業(※)計画を、都道府県が承認する。 (※)地域経済牽引事業の定義:①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業 者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業

・地域未来投資促進法の参照URL

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chijki/chijkimiraitoushi.html

・制度全体に関する問い合わせ先:

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室 電話:03-3501-1587

・また、最寄りの経済産業局等でも御相談に応じています。

北海道経済産業局 地域未来投資促進室(総務企画部企画調査課内) 電話:011-709-1776 東北経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部地域経済課内) 電話:022-221-4876 関東経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部企業立地支援課内) 電話:048-600-0272 中部経済産業局 地域未来投資促進室

東海担当(地域経済部地域振興室内)

電話:052-951-2716 北陸担当(電力・ガス事業北陸支局地域経済課内) 電話:076-432-5518 近畿経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部地域開発室内) 電話:06-6966-6012 中国経済産業局 地域未来投資促進室(産業部産業振興課内) 電話:082-224-5638 四国経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部新規事業室内) 電話:087-811-8516 九州経済産業局 地域未来投資促進室(地域経済部企業成長支援課内) 電話:092-482-5435 内閣府沖縄総合事務局 地域未来投資促進室(経済産業部企画振興課内)電話:098-866-1727

・ 導入するITツールとしてクラウド製品を選定していること

<クラウドを利用したITツール導入の検討とは>

2018年6月7日各府省庁情報化統括責任者(CIO)連絡会議で決定された「政府情報システムにお けるクラウドサービスの利用に係る基本方針」のクラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウド ツールの導入を促すこととする。

・政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針参照URL https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud %20policy.pdf

2-10

加点項目



 交付申請時点で地域未来牽引企業に選定されており、地域未来牽引企業としての「目標」を経済 産業省に提出していること。

<「地域未来牽引企業」とは>

経済産業省において、地域未来投資促進法における地域経済牽引事業の担い手の候補として「地域未来牽引企業」を平成29年12月に2,148社、平成30年12月に1,543社選定。選定された「地域未来牽引企業」は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業を更に積極的に展開されること、または、今後取り組まれることが期待されている。

·地域未来牽引企業 参照URL

https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228006/20200228006.html

問い合わせ先:

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室 電話 03-3501-1587

- ・ 導入するITツールとしてテレワーク対応製品を選定していること(A類型、B類型)
- ・ 導入するITツールとしてインボイス制度対応製品を選定していること
- 加点となる類型で交付申請を行った或いは以下に記載の①~⑥に該当する事業者であって、 以下の要件を全て満たす事業計画を策定し、従業員に表明していること
 - ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加(被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率平均1%以上増加)
 - ・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする
- ① 賃上げ要件が加点項目となる申請類型を選択し交付申請した事業者
- ② 2-3 補助対象事業者 に定める小規模事業者
- ③ 健康保険法、国民健康保険法、労災保険、自賠責保険の対象となる医療等の社会保険医療の給付等を行う保 険医療機関及び保険薬局
- ④ 介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービスや施設サービスを提供する介護サービス事業者
- ⑤ 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び更生保護事業法に規定する更生保護事業を行う事業者
- ⑥ 学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が1年以上などの一定の要件を満たす各種学校

類型別 賃上げ目標・要件		
A類型 : 30万~150万未満	加点項目	
B類型 : 150万~450万	必須要件	
C類型-1 : 30万~150万未満	加点項目	
C類型-1 : 150万~450万	必須要件	
C類型-2 : 30万~300万未満	加点項目	
C類型-2 : 300万~450万	必須要件	

3. 交付申請を行う

- 1. 主な入力項目
- 2. 必要な添付書類
- 3. 添付書類についての注意点

3

交付申請を行う

3-1 主な入力項目



交付申請を行う際には、必要な情報と必要な書類があります。事務局へ提出された申請 内容、書類により審査を行いますので、正確に情報を入力し、内容に相違や不足等がない か提出前に十分確認を行ってください。 事務局へ提出した申請内容の訂正や、書類の差 し替え等はできません

○ 必要な書類については本手引きP.25に記載しています

甲調有

申請者が入力する項目です。

IT導入支援事業者

IT導入支援事業者が入力する項目です。

IT導入支援事業者

① 申請マイページ招待

- 宛名 ・ 組織形態
- ・ 担当者メールアドレス
- · IT導入支援事業者担当者情報

申請マイページのご利用はWindows環 境でのMicrosoft® Edge®、 Google Chrome™の各最新版を推奨 しています。

推奨環境以外でご利用された場合は、表示や動作が正しく行われない可能性があり、正しい申請情報を提出いただけず、審査が行えません。必ず上記推奨ブラウザをご利用ください。

申請者

② 申請マイページ開設

③ gBizIDにてログイン

- gBizID
- ・パスワード

由請者

④ 交付申請作成

- 法人番号 ・ 従業員数:正規雇用 ・ 代表者役職
- ・屋号・商号・・契約社員数・・代表者氏名
- ・ 事業者名 ・ パート・アルバイト数 ・ 代表者電話番号
- · 本店所在地 · 派遣社員数 · 担当者情報
- ・ 業種 業種コード ・ その他従業員数 ・ 役員情報
- ・ 生年月日 ・ 店舗・事業所数 ・ 過去の類似の補助金での交付の有無
- ・ 事業所所在地 ・ 事業者URL ・ 財務情報
- ・ 設立年月日 ・ 事業内容 ・ 経営状況について
- 事業開始年月日 ・ 決算月 ・ 申請類型(AorBorC)選択
- 資本金・書類添付

IT導入支援事業者

⑤ 交付申請情報入力

- · IT導入支援事業者担当情報 · 導入ITツール情報
- 労働生産性計画数値
- 補助金申請額

申請者

⑥ 交付申請情報入力

- ・申請要件確認
- ・ 主たる事業者の所在地
- ・ 主たる事業所における従業員の事業所内最低賃金
- 給与総支給額の計画値
- 被用者保険の適用拡大の対象となる事業者が制度改革 に先立ち任意適応への取り組みについて
- 賃上げ引き上げ計画の表明について
- 《第三者》第三者による総括的な確認
- · 申請者宣誓

申請者

⑦ SMS認証·提出

· 担当者携带番号

3-2 必要な添付書類



交付申請を開始するにあたり、事前に必要な書類をご準備ください。

交付申請時には以下の書類の提出が必要となります。法人での申請、個人事業主での申請、それぞれ必要な書類を確認し準備のうえ、交付申請を開始してください。

代替書類は認めておりませんので、必要書類が揃わない場合は申請の対象となりません。 また、お問い合わせいただきましても対応できませんのでご了承ください。

法人が交付申請するにあたり必要な書類

①履歴事項全部証明書

• 交付申請日から遡って、3ヶ月以内に発行されているものに限ります

②法人税の納税証明書(その1またはその2)

- 直近分のものに限ります
- 税務署の窓口にて発行されているものに限ります
- 電子納税証明書(納税証明データシート等)は認められません

個人事業主が交付申請するにあたり必要な書類

①運転免許証または運転経歴証明書または住民票

- 住民票は交付申請日から遡って、3か月以内に発行されているものに限ります
- 運転免許証は交付申請日が有効期限内であるものに限ります
- 免許証の裏面に変更履歴が記載されている場合は、裏面も提出してください

②所得税の納税証明書(その1またはその2)

- 直近分のものに限ります
- 税務署の窓口にて発行されているものに限ります
- 電子納税証明書(納税証明データシート等)は認められません

③所得税確定申告書B

- 税務署が受領した直近分のもの限ります
- 税務署の受領印もしくは受信通知(メール詳細)があるものに限ります

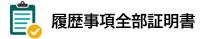
※個人事業主で、旧姓で事業を行っており、①と②及び③の姓名が不一致となる場合、姓名の変更がわかる書類を、①とあわせて添付してください。



事務局へ提出した申請の訂正や、書類の差し替え等はできません。また、採否が発表されるまで取り下げることもできませんので、十分に内容を確認のうえ申請してください。

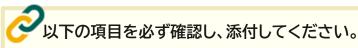
各書類の注意点は本手引きP.26~P.29に記載しています

3−3 |添付書類についての注意点

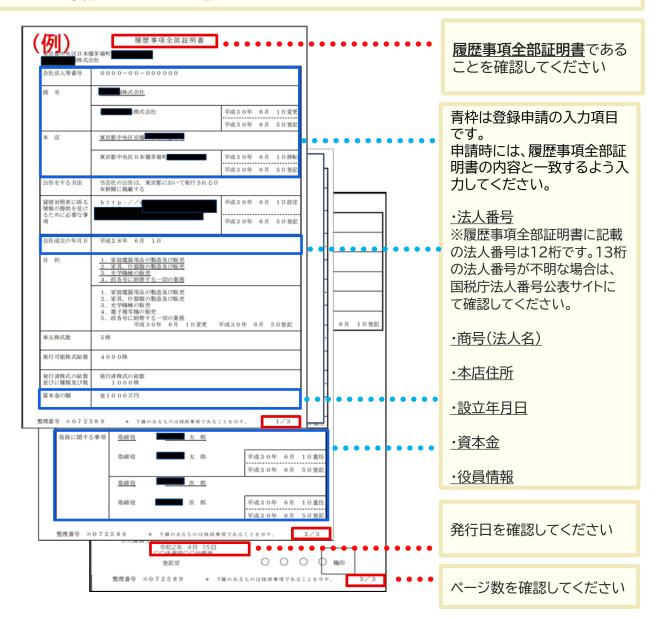




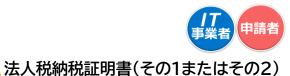
法人申請の必要書類です



- ※該当しない項目がある場合、有効な書類と認められません。
- ✓ 履歴事項全部証明書であること
 - ※登記データサービスや現在事項証明書は認められません
- ✓ 登録申請日において発行日から3か月以内のものであること
- ✓ 全ページ揃っていること
 - ※添付できるデータの上限は10MBです。



添付書類についての注意点

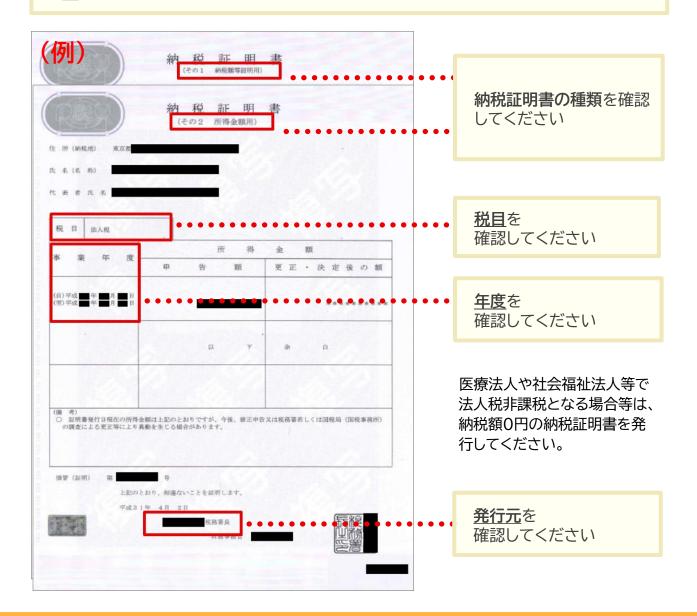




法人申請の必要書類です

以下の項目を必ず確認し、添付してください。

- ※該当しない項目がある場合、有効な書類と認められません。
- ☑ 納税証明書(その1納税額等証明用)または(その2所得金額用) であること ※(その3)(その4)や、領収書等は認められません
- ✓ 税目が法人税であること ※消費税等は認められません
- ☑ 直近分であること ※申請時点で取得できる直近分に限ります
- ☑ 発行元が税務署であること



添付書類についての注意点



身分証明書



所得税納税証明書(その1またはその2)



個人事業主の必要書類です



身分証明書は以下のいずれかを添付してください。

身分証明書

- ☑ 運転免許書(申請日が有効期限内であること)、運転経歴証明書 ※裏面に記載がある場合は裏面も提出してください。
- ☑ 住民票(申請日時点で発行日から3か月以内であること)



所得税納税証明書は以下の項目を必ず確認し、添付してください。

納税証明書

- ※該当しない項目がある場合、有効な書類と認められません。
- | | | 納税証明書(その1納税額等証明用)または(その2所得金額用) であること ※(その3)(その4)や、領収書等は認められません
- ✓ 税目が所得税であること ※消費税等は認められません
- ✓ 直近分であること ※申請時点で取得できる直近分に限ります
- ☑ 発行元が税務署であること



納税証明書の種類を 確認してください

税目を 確認してください

年分を 確認してください

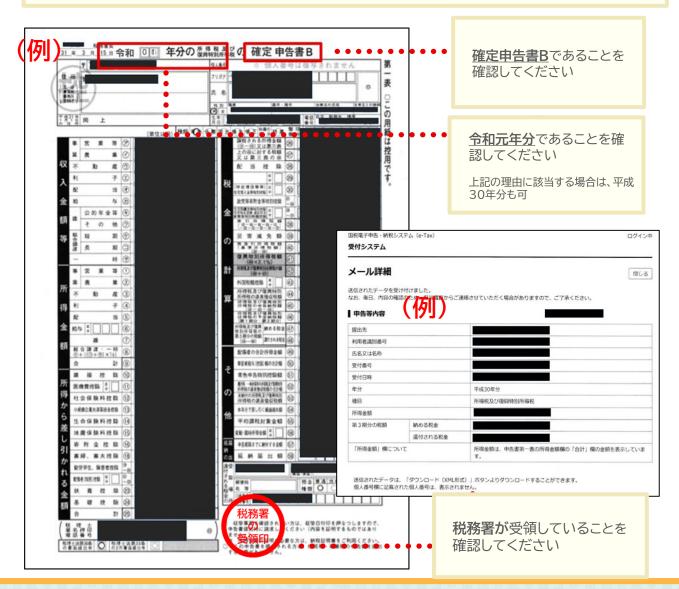
発行元を 確認してください

3−3 |添付書類についての注意点



個人事業主の必要書類です

- Ø.
 - 以下の項目を必ず確認し、添付してください。
 - ※該当しない項目がある場合、有効な書類と認められません。
 - ✓ 確定申告書Bであること
 - ▽ 令和元年分であること(令和2年4月16日期限)
 - ※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月16日(木)までに申告等の手続きを行えなかった場合は、平成30年分でも可とする
 - ✓ 税務署が受領していることがわかること
 - ①、②どちらかでの確認が必要です
 - ① 税務署の受領印がある ※税理士事務所や税理士の印は認められません
 - ② 受信通知、メール詳細がある ※あわせて提出してください



4. ステータス・通知メールについて

- 1. ステータスについて
- 2. 通知メールについて

4 ステータス・通知メールについて

-1 ステー<mark>タスについて</mark>



本事業では、ステータスにて各申請の進捗状況が確認できます。交付申請におけるステータスは次のように遷移します。

申請者

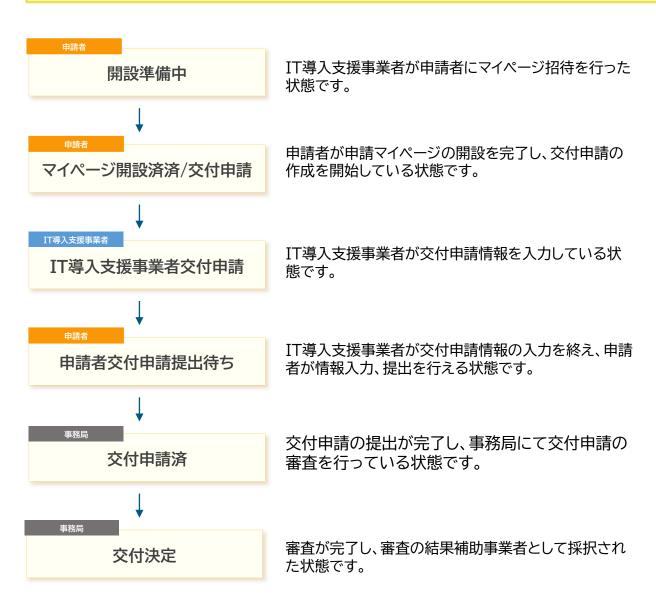
申請者の手続きが必要な状態です。

IT導入支援事業者

IT導入支援事業者の手続きが必要な状態です。



申請者/IT導入支援事業者のステータス



4-2 │通知メールについて



本事業では、各種通知、お知らせを事務局からメールにて行います。 登録申請時には通知メールを受信できるメールアドレスを登録する必要があります。



必要に応じて事務局からの通知メールを受信できるよう受信設定を行ってください。

交付申請において通知されるメール一覧

申請者に通知されるメール
IT導入支援事業者が申請者へ申請マイページ招待を行ったことを通知します。 メールに記載のURLから申請マイページの開設ができます。
, 申請者が申請マイページ開設に必要な基本情報を入力し、申請マイページの開 , 設が完了したことを通知します。
IT導入支援事業者が申請者へ、交付申請情報の訂正依頼を行ったことを通知 します。 申請者は訂正を行ってください。
IT導入支援事業者による計画数値や導入IT導入ツール情報等の入力が完了したことを通知します。 申請者は、要件確認、賃金情報入力と交付申請の作成を進め、事務局へ提出を 行ってください。
事務局へ交付申請を提出する際、本人確認のために申請者の携帯電話番号に 送信されるSMSです。 提出に必要な認証番号を通知します。
申請者による事務局への交付申請が完了したことを通知します。
外部審査委員会による審査を経て決定した、交付申請の採否を通知します。



IT導入支援事業者に通知されるメール

申請者情報更新通知メール 1日の申請者のステータスの動きを、翌日に一括でIT導入支援事業者に通知します。 コンソーシアムの場合は、幹事社と構成員それぞれに1通ずつ送信されます。

5. 交付決定後の流れ

1. 事業実施時の注意点

5 交付決定後の流れ

5 - 1

事業実施時の注意点



採否結果が通知され、交付決定となった補助事業者は補助事業を実施し、事業完了後、事務局へ事業実績報告を行ってください。

交付決定

事業実施

実績報告

補助金額確定 補助金交付

事業実施 効果報告

「交付決定」を受ける前に、契約・発注、支払い等を行った申請は、補助金の交付を受けることができません。必ず「交付 決定」を受けたあとに事業を開始してください。

※事業を開始する際には、必ず「契約・発注」を最初に行ってください。「契約・発注」の前に一部でも支払いをされている場合は、補助金の交付を受けることができません。

<支払い証憑について>

※詳細は後日公開予定の「事業実施・実績報告の手引き」を参照してください。

支払い方法	提出する証憑	証憑に必要な 記載事項	注意点
銀行振込の 場合 BANK	必要事項が記載されたいずれかの書類 ・ 振込明細書 ・ 利用明細書 ・ ネットバンキングの取引画面 ・ 通帳の表紙と取引該当ページ	支払日支払元口座情報支払先口座情報支払金額	・補助事業者側の証憑を提出してください。 ・IT導入支援事業者側の書類は、有効ではありません。 ・口座から口座へ支払っていることが確認できる必要があります。 ・現金で、窓口やATMから支払うことは認められません。
クレジット カード払い の場合	・ クレジットカード会社発行の取引明細	支払日支払元名支払先名支払金額引き落とし口座 情報	・分割払い、リボ払いは認められません。 【法人の場合】 法人名義の口座から決済されるカード(法人、ビジネス、コーポレートカード等)で支払いを行ってください。 【個人事業主の場合】 個人事業主(代表者)本人名義のクレジットカードで支払いを行ってください。

- 支払方法は、「支払いの事実に関する客観性の担保のため、<u>原則銀行振込及びクレジットカードの1回払い</u>の みとします。その他の方法で支払いを行った場合、補助金の交付ができない可能性がありますので、ご注意 ください。
 - ※銀行振込は、*補助事業者の所有する金融機関の口座から、「T導入支援事業者の所有する口座に振込にて* 代金の支払いを行ってください。金融機関窓口やATM等をからの現金振込をした場合は認められません。
- 事業実績報告時には、請求金額、請求明細のわかる資料、支払いを行ったことの証憑類と補助金受取口座情報の提出が必要です。
- ◆ C類型にてハードウェアレンタルを行う場合、各種証憑(レンタル契約書・申込書、納品書・引き渡し通知書、レンタル内容明細、請求書等)の提出が必要です。

口座情報について

- 補助金を受ける口座の通帳の表紙+表紙裏面または、ネットバンクの必要情報が確認できるページを提出してください。
- 補助金を受ける口座は日本国内の口座に限ります。
- キャッシュカードは認められません。

必要な記載事項

金融機関名、金融機関コード 店名、支店番号 口座番号 口座名義人名(カナ)



お問い合わせ



IT導入補助金HP https://www.it-hojo.jp/

お問い合わせは下記連絡先までお願いいたします。

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター

0570-666-424

受付時間 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く) ※電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。 (通話料がかかります)

7. 交付申請画面イメージ

- ・ 申請マイページ招待を行う(IT導入支援事業者)
- ・ ① 交付申請の作成をする(申請者)
- ・ ② 交付申請の作成をする(IT導入支援事業者)
- ・ ③ 交付申請の作成をする(申請者)
- ・ 交付申請を提出する(申請者)

交付申請画面イメージについて

画面イメージに用いている申請情報、数値はサンプルです。画面イメージに入力された情報に関するお問い合わせは、一切受け付けておりません。あくまでも手順をわかりやすく示すための画面イメージであることをご理解ください。

また、事業形態、申請類型等によって入力項目、表示項目に違いが生じます。



申請マイページ、IT事業者ポータルのご利用はWindows環境での Microsoft® Edge®、Google Chrome™の各最新版を推奨 しています。

推奨環境以外でご利用された場合は、表示や動作が正しく行われない可能性があり、正しい申請情報を提出いただけず、審査が行えません。必ず上記推奨ブラウザをご利用ください。

申請マイページ招待を行う

IT事業者ポータル



交付申請手続きは、A類型、B類型、C類型共通です。IT事業者ポータルから、申請マイページ招待を行ってください。

「 写入補助金2020 今和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業		※画面イメージ メインページ # ・ パスワード変更 ♀ ・ ログアウト 1a
17第入支援事業者 ♠	交价	
THE VALUE -		情報入力
TTツール関連	0%	100%
申請者招待		
交付申請検索	宛名 必須	標
その他	組織形態 6個	株式・有限・合名・合資・合同などの会社組織
		個人事興主 組合関連
/		医療法人、社会福祉法人、学校法人商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所その他法人
「交付申請招待」から申請マイ		
ページ招待を開始してください。	担当者メールアドレス	※申請マイページの開設URLが送信されます。 必ず申請者のメールアドレスを入力してください。 URLの寿効期限は招待後つき 打造がりた場合 「背入支援事業者へメールにて適せされます。 ※担当者メールアドレスは、採否が決定するまで変更ができません。
		IT 導入支援事業者情報
	※申請マイページ開設後	は出当口導入支援事業者情報の変更が可能です。
	担当事業者名	交付申請テスト法人
	担当部署	
	担当者氏名 [4類]	氏: 苗字 名: 名前
		※本申请を行ううえで、直接申請者と連絡を取り合う担当者の氏名をご入力ください。
	担当者氏名(フリガナ)	氏: 苗字 名: 名前
	担当者電話番号 🚧	//イフンなしの半角数字10桁もしくは11桁で入力してください。 **本中講を行ううえで、直接中講者と連絡を取り合う担当者の連絡先をご入力くださ
		6\6
	担当者メールアドレス	
		宣誓事項
		及び申請とならないことをここに宣誓します。 鎮等や宣誓事項に同意した内容に反するとみなされる場合は、IT導入支援事業者の があります。
		● 内容確認
	©2020 一 <u>般社</u> f	回法人 サービスデザイン推進監議会

申請マイページ招待を行う

IT事業者ポータル



入力情報を確認し、招待を行ってください。



申請マイページ招待を行う

IT事業者ポータル





72時間以内に開設を行うよう、申請者へ案内してください。 有効期限がきれた場合、再度申請マイページ招待を行ってください。

参
有効期限がきれた申請は、IT事業者ポータルから「削除」「再招待」を行うことができます。





招待メールのURLからマイページを開設してください。

※画面イメージ

T様

Ⅲ 導入支援事業者より、Ⅲ 導入補助金申請マイページへのユーザ招待が行われました。 下記の URLよりログインID パスワードを設定し、申請マイページの開設を完了してください。

招待 II 導入支援事業者:交付申請テスト法人

Ⅲ 導入補助金申請マイページューザ登録: https://dev-it-hoip2.herokuapp.com/1/mypage/open? d=51 de1 04 cd1 28a 0d947575701 840 f01 250 d91 71 471 d79 bc5 b1 be2e 70 b6 c3 c61 4e3 74 b70 b1 e9a 970 b21 5ea fe93 d6€

※申請マイベージ開設の URL の有効期限は、メール受信時より 72 時間です。 有効期限内に申請マイベージの開設を行ってください。

※本メールは送信専用のため、ご返信いただきましてもご対応致しかねますのでご了承ください。

Ⅱ 導入補助金事務局

【お問い合わせ先】

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター

TEL:0570-666-424

[IP電話専用回線] 042-303-9749

受付時間 9:30~17:30(土·日·祝除<)

※電話番号はお間違いないようにお願いいたします。

HP: https://www.it-hojo.jp/



※画面イメージ ※画面イメージ ※用面イメージ ※画面イメージ ※画面イメージ 申請マイページ開設 担当事業者名 担当事業者メールアドレス マイページを開設します。よるしいですか? ② 次へ ② 次へ ② 次へ ② 次へ

申請マイページ



申請マイページへログインし、交付申請の作成を開始してください。



※交付申請を行う前に、gBizIDプライムを取得してください。





申請者メニュー 0 交付申請情報詳細 交付申請破棄 その他 8 担当IT導入支援事 業者情報

交付申請の削除について

┕️申請マイページ開設後~提出前までの申請は、申請マイページ の「交付申請破棄」ボタンから申請の削除をすることができます。 ※一度削除した申請は元に戻せませんのでご注意ください。

同時に複数の申請を進めることはできません。 別の申請を進める場合には、申請を削除をした後にIT導入支援 事業者から招待を受けてください。

※画面イメージ

申請マイページ



基本情報を入力してください。



申請マイページ



基本情報を入力してください。



申請マイページ



基本情報を入力してください。

				※画面イメージ
 			メインページ	ニ ログアウト
中請者メニュー		<i>交付申</i> 基本情報	<i>請</i> ?入力	
	0%			100%
その他				
担当IT導入支援事 業者情報		担当者情報		
IT導入支援事業者名 交付申請テスト法人	担当部署			
担当者氏名 交付 冬男	担当者氏名 🚜	氏: 担当	名: 木ジョ	
担当者電話番号 00000000000	担当者氏名フリガナ	氏: タントウ	名: ホジョ	
	担当者メールアドレス			
	担当者電話番号	1234567891		
	担当者携帯番号 必須	09000000000 ※入力された担当者携帯番号宛ては SMS送信可能な携帯番号を入力して		を行います。
	役員の人数 💍 🗸	上記代表者以外の役員の人数を入力	りしてください。	1 人
	役員情報 必須	最大10名まで入力できます。上記れたさい。	代表者以外の上位10名までの役	負情報を入力してく
	役員の人数 必須	上記代表者以外の役員の人数を入力	りしてください。	1 人
	役員情報 必須	最大10名まで入力できます。上記付ださい。	代表者以外の上位10名までの役	貝情報を入力してく
	役職	取締役		
	役員1 氏名	氏: 取締	名: 六	
	氏名(フリガ	ナ) 氏: トリシマリ	名: ロク	
		過去年度交付決	定	
	過去に類似の補助金の交付を受けている ※類似の補助金(平成28年度補正、平成29年度補正、平成29年度補正、 平成30年度補正サービス等 生産性向上IT導入支援事 (数)	有		
		○ 次へ		

申請マイページ



該当する事業にチェックをいれ、続く設問に最後まで回答してください。



申請マイページ



財務情報を入力してください。



申請マイページ



経営状況についての設問に回答してください。



申請マイページ



経営状況についての設問に回答してください。

				※画面イメージ
ITツール投資/ 活用の状況 (IT 投資) (いずれか1つ 遊択)	今までIT投資を行ってきた過去にIT投資を行っていない年間平均年間平均投資額(円)を入力してく円を投資	服客リピート/新規顧客 (いずれかいつ選択)	常に把握できている感覚的に理解している把握できていないので、ま把握できていないが、今をわからない	把握するためのIT化を考えたい 後把握に努めたい
ITツール投資/ 活用の状況 (活 用の状況) (いずれか1つ 遊択)	● 導入されたITを積極的に活用していて、今回更なる拡張を考えている 導入されたITに対して不満があり、充実させたい ・ 今まで導入していないが、新しくIT化をするので、補助金を利用したい ・ どのように使われているか、わからない	支援機関(金融機関 等)/関係 (いずれか1つ選択)	● 支援機関と連携・協働して 文振機関と連携していくが 支援機関と連携していくが 文振機関と連携・協働する	ための相談を始めている ことを検討している
どのようなプロ	■ 販売や店頭といったフロント業務の強化		4. 内部管理体	制
セスに対してIT 投資を行ったか (複数選択可)		情報共有体制 (複数選択可)	従業員の力量を把握し、必	記している
	動務時間の短縮・労働時間の適正化を図った 単純な事務作業を自動化し、人手や時間の無駄を削った 図引先や社内での情報共有を強化した その他 わからない、把握していない	情報管理/品質管理 (いずれか1つ選択) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	情報や品質管理体制を構築	く(は個人)、特別に体制の構築は必要ない EU、常にクオリティをチェックしている Sでおらず、整備していきたいと考えている 価が作成されている
セキュリティの 状況 (いずれか1つ 選択)	■ 過去にIT投資を行っていない その他(フリー記入)を選んだ方は入力してくだ 緊急時の対応マニュアルや手順を決め、定期的 に訓練を行っている バソコンやサーバなどには、IDやバスワード を設け情報セキュリティ管理を行っている セキュリティ対策は講じていないため、対策を 講じていく セキュリティ対策を講じておらず、今後もその 予定はない	業務状況の把握、振り返 り (いずれか1つ選択)	事業計画の作成は行ってい わからない/無回答 (ほぼ毎日、業務プロセス会いる 月に数回程度、業務プロセ めている	診断士などにまかせている ない 全体の状況や問題点を把握し、改善に努めて 2ス全体の状況や問題点を把握し、改善に努めて
市場動向/規模/シェア (接数選択可)	3.企業を取り巻く環境・関係者 お客様が誰で、何を求めているかを知っている お客様が何を求めているかを把握し、その対応を行っている お客様と、ニーズについて会話の場合を設けている 競合になりそうな新しい製品やサービスの出現について調べている 建廃化や敷退する(無くなる)商品サービスについて、その原因 把握に努めている 競合を含めた自社異界の変化を把握している お客様や競合の状況を把握していない	業務プロセス全体の状況 や問題点は、どのように 把握するようにしていま すか (いずれかせつ選択)	いる 試みてはいるが、業務プロしいと考えていて、このが 業務プロセス全体の状況や 外部に相談している(中小 ・ 社員の声を拾い上げるよう ・ 自身の目で見て、経験をも	の問題点を把握したことがない い企業診断土、税理士等) らにしている

申請マイページ



経営状況についての設問に回答してください。

		※画面イメージ
5. ビジネスプロセスの改善に向けて	事業をどのように変えていきますか? (将来目標) 最も期待するものに1つチェック (いずれか1つ選択)	
補助金を利用してもっとも改善したい業務プロセス最も期待するものに1つチェック	必須	
(いずれか1つ選択)	事業の拡大	
顧客の嗜好や社会での流行などを捕らえるようにしたい(マーケティ	利益の確保	
し ング)	顧客の定着	
売上・決済時における処理をIT化して、時間短縮と正確性を高めるよ	人材の再配置による営業力や	
うにしたい	● 従業員の人材育成、経営陣の	
生産量・在庫管理・物流管理などの商品の動きを正確に把握したい		スの質の向上による満足度の向上
事前の準備工程(試作、テスト、設計や計画立案、など)をしっかり	従業員の満足度の向上	
行えるようにしたい	○ その他 (フリー記入)○ わからない	
現場業務の時間の短縮、手間の削減を図りたい	その他(フリー記入)を選んだ方	5は入力してください (必須)
従業員やスタッフの配置を適正化して、効率を上げたい	COSIS (2) SURVIVE SERVICES	TOTAL TICE TO TOTAL
会計や精算業務にかかる時間を効率化・短縮したい	このたびのIT導入で、社内での実現・強化したい	
動務時間の正確な把握をして、適正な勤務時間としたい	データ連携について、該当するところにチェックしてください (複数選択可)	١
共有すべき文書を共有し、営業情報や経営計画なども社員で共有でき	必須	
るようにしたい	✓ 営業(現場)部門と管理部門	との連携・情報共有
単純な事務作業を自動化して、人手や時間を切り詰めたい	✓ 社員間との連携・情報共有	
○ 具体的なイメージを持っていない	人事と会計であるとか、部門	間・業務プロセス間の情報連携
○ まずは出来るところからIT化して様子を見たい		予定は無く、作業の合理化のための
今回の補助金の利用によって強化したい部門・部署・業務内容はどれですか(期待効果)	ITツール導入を考えている	_
(いずれか1つ選択) <u> 必須</u>		わからない
営業、店頭など顧客と扱する部門・業務	その他(フリー記入)を選んだ方	がは入力してください(必須)
現場 (実施制作にかかわる業務/制作現場管理・工程管理・品質管理な ど)	このたびのIT導入で、実現しようとしている 取引先や地域など社外とデータ連携について、該当するところ (いずれか1つ選択)	らに 1 つチェックしてください
現場 (準備にかかわる業務/企画・開発・設計など)	必須	
仕入れ・受発注・在庫管理・物流管理など	取引先との連携	
総務・法務	同業者間の情報連携	
人事(勤怠管理・賃金管理など)	● 地域内 (異業種含む) での情	
会計・経理	税理士や社労士、コンサルな	
情報システム部門	国や自治体、管轄省庁との連	
○ 特にない、わからない	現在、そうしたデータ連携の	アルは無い
	その他(フリー記入)	
今回の補助金の利用によってどんな効果を期待しますか(期待効果)	() わからない	(け) カレアノギネハ (文字)
最も期待するものに1つチェック (いずれか1つ選択)	その他(フリー配入)を選んだ方	はスプしてください(必須)
Ø須	○ = 7	② 次へ
新規市場開拓・新規顧客獲得による売上の向上・拡大 原価コストの圧縮	● 戻る	
● 勤務時間の短縮、もしくは適正化		
会計の正確性		
ニーズに合った製品やサービスの提供 製品やサービスの質の向上		
社内の情報が共有化されて、風通しのよい環境		
在内の両報が共有化されて、風通しのよい場場 経営状況の正確な把握		
その他(フリー記入)		
Dhysku		
その他(フリー記入)を選んだ方は入力してください(必須)		
COME (29 BLK) EMINICIPANO CTICEV (WM)		

51

申請マイページ



必要書類を添付してください。



個人事業主の場合

- : ・運転免許書、運転経歴証明書、住民票のいずれか P.28
- □ ·所得税の納税証明書 P.28
- □ ·確定申告書B P.29

代替書類は認めておりません。

必要書類が揃わない場合は、申請の対象となりません。 お問い合わせいただきましても対応できませんのでご了承ください。

申請マイページ



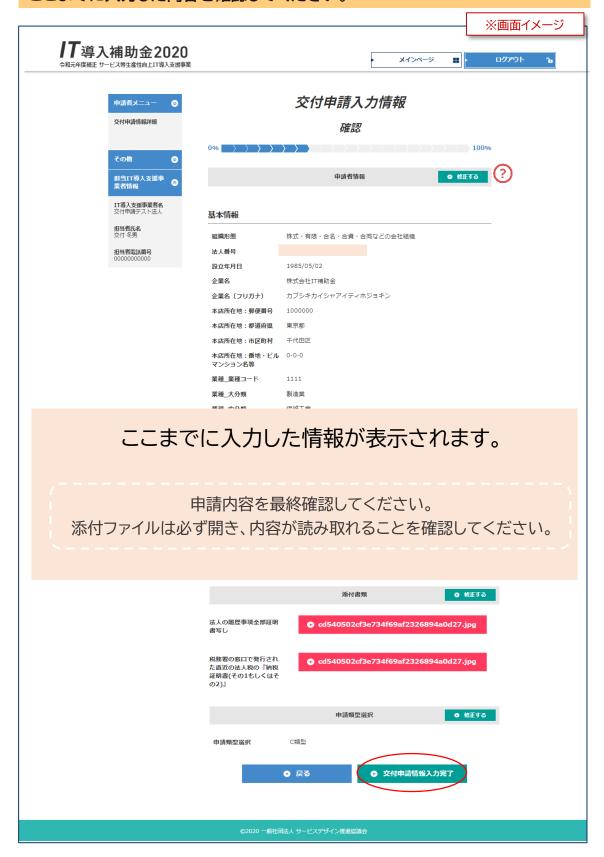
申請類型を選択してください。



申請マイページ



ここまでに入力した内容を確認してください。



申請マイページ



交付申請情報の入力が完了しました。



- 申請者の情報入力は、ここで完了ではありません。
- IT導入支援事業者の入力が完了した後、申請者の入力 項目があります。

IT事業者ポータル



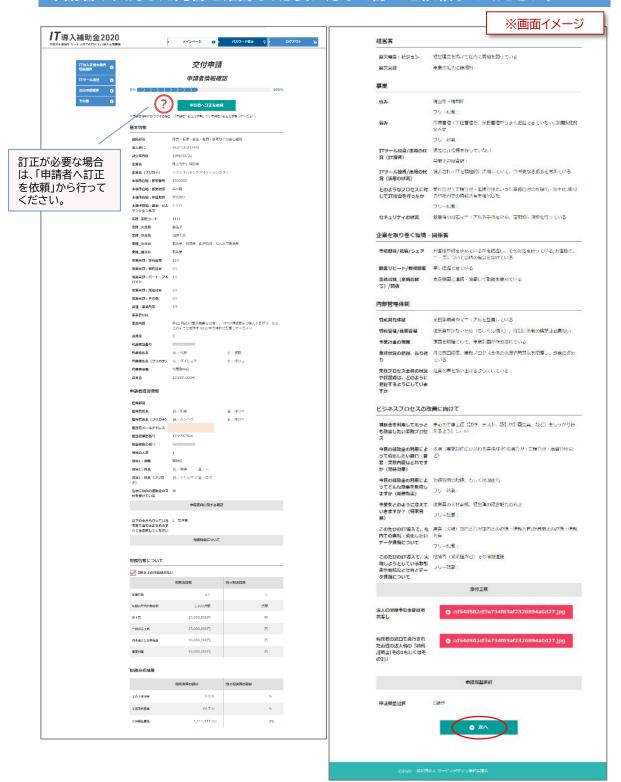
IT事業者ポータルにて交付申請を行う申請を検索し、手続きを行ってください。

/ T導入補助金2020	コンソーシアム名: ※画面イメージ
● 日本 ・	メインページ 間 パスワード変更 Q ログアウト 1g
工等入支援事業者 ❷ 情報閱述	保存済交付申請検索
17ツール関連	快来条件
交付申請閱連 ◎	
中語者招待 交付申請番号	
交付申請検索申請者名	
その他	● 検索
	CSVについては、以下の仕様です。 ・カンマ区切りでデータを出力します。 ・毎はタブルウオーションで開まれます。 ・文字コードはJTF-8です。
検索オプション	・値はダブルウォーテーションで開まれます。 ・文字コードはJIT-8です。
1896/19939	_
申請類型	A類型 B類型 C類型
ステータス	開設海傷中 マイページ開設済/交付申請
	申請者 交付申請提出待ち 交付申請 申請済 招待期限切れ
ステータス最終更新日	YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD
A PAGE CALL	TT THE STATE OF TH
申請者地域	北海運地方
	北海道
	<u>東地方</u>
	青森県 当手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
	「「「「「「「」」」
	中鄜地方
	新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県
	近畿地方
	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵哩県 奈良県
	中里也方
	四国地方
	徳島県 番川県 悪頻県 高知県
	九州・沖縄地方
	福岡県 佐賀県 長崎県 熊木県 大分県 宮崎県
	一 鹿児島県 沖縄県
すべての条件	をクリア ・ 検索
	©2020 一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

IT事業者ポータル



申請者が入力した内容を確認し、必要に応じて訂正を依頼してください。



IT事業者ポータル



IT導入支援事業者担当情報を入力してください。 ※画面イメージ **IT**導入補助金2020 パスワード変更 ログアウト メインページ IT導入支援事業者 情報関連 交付申請 IT導入支援事業者担当情報入力 ITツール関連 0 交付申請関連 0 100% その他 8 IT導入支援事業者情報 担当事業者名 交付申請テスト法人 担当部署 担当者氏名 必須 氏: 交付 名: 冬男 氏: コウフ 担当者氏名(フリガナ) 名: フユオ 担当者メールアドレス 担当者電話番号 🚧 00000000000 ● 戻る 次へ ● 一時保存 閉じる

IT事業者ポータル

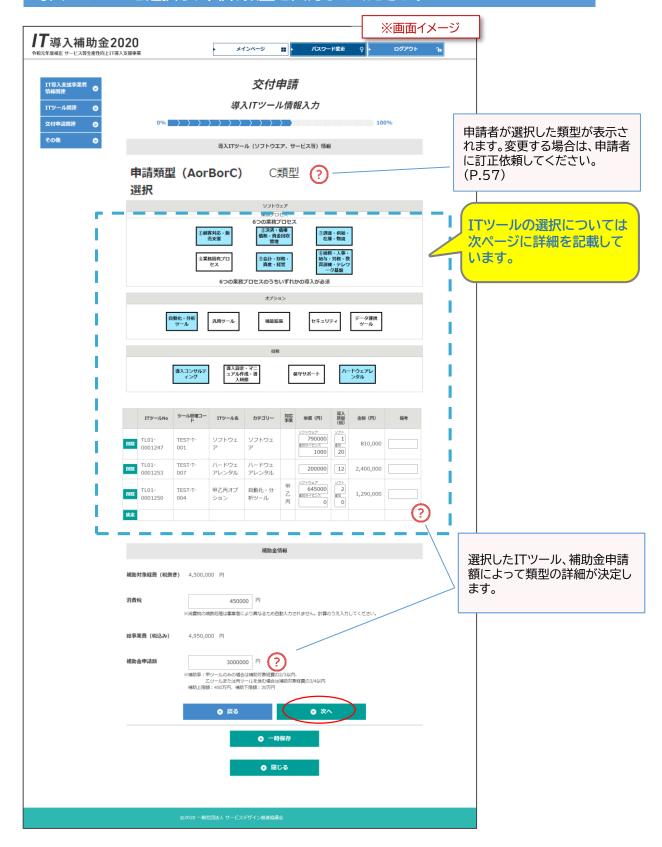




IT事業者ポータル



導入ITツールを選択し、単価、数量を入力してください。



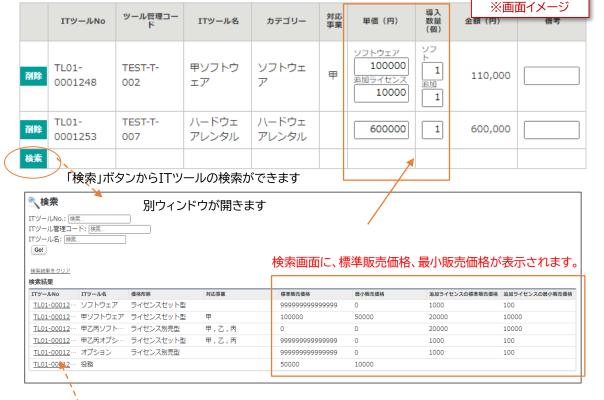
IT事業者ポータル



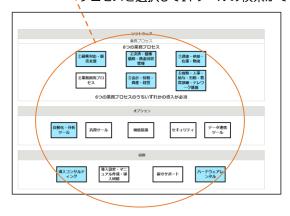
導入ITツールを選択し、単価、数量を入力してください。

ITツール選択につい ての詳細

● ITツールの単価は、ソフトウェア、追加ライセンスともにITツール登録時に設定した 【標準販売価格】と【最小販売価格】を参考に入力してください。



プロセスを選択してITツールの検索ができます



「単価」「導入数量」の入力について

- ・ライセンスセット型
- 1. ソフトウェア本体の導入数量は0にはできません。 2. 追加ライセンスの導入数量は0入力が可能です。 その際単価は設定価格帯の最小価格を入力してください。
- ・ライセンス別売型
- 1. ソフトウェア本体の導入数量は0入力が可能です。 その際単価は設定価格帯の最小価格を入力してください。 2. 追加ライセンスの導入数量は0にはできません。

ITツールの変更申請について

- 変更申請中のITツールは交付申請ができません。変更申請が完了してから交付申請を行ってください。
- 交付申請にてITツールを選択し、その交付申請が提出されるまでの間に該当のITツールの変更申請を 行った場合、変更申請の審査が完了するまでその交付申請は提出できません。

IT事業者ポータル



導入ITツールを選択し、単価、数量を入力してください。

ハードウェアレンタル の入力について

● ハードウェアレンタルを入力する際には、単価、期間が同じものを1つのITツールとして申請してください。

例) ITツール:ハードウェアレンタル(同一製品)を以下のように導入する場合

① 単価:10000円 ×12か月 ×3台 ② 単価:10000円 ×8か月 ×2台 ③ 単価:15000円 ×3か月 ×1台 ④ 単価:15000円 ×5か月 ×4台

「ハードウェアレンタル」を4つ選択し、期間×台数で導入数量を入力してください。

									※画面イメー	-ジ
	ITツールNo	ツール管理コー ド	ITツール名	カテゴリー	対応事業	単価(円)	導入 数量 (個)	金額 (円)	備	F
削除	TL01- 0001253 ①	TEST-T- 007	ハードウェ アレンタル	ハードウェ アレンタル		10000	36	360,00	0	
削除	TL01- 0001253 2	TEST-T- 007	ハードウェ アレンタル	ハードウェ アレンタル		10000	16	160,00	0	
削除	TL01- 0001253 3	TEST-T- 007	ハードウェ アレンタル	ハードウェ アレンタル		15000	3	45,00	0	
削除	TL01- 0001253	TEST-T- 007	ハードウェ アレンタル	ハードウェ アレンタル		15000	20	300,00	0	
検索										

X

期間が違うものを単価ごとにまとめて入力しないようにしてください。

- ①② ハードウェアレンタル 単価10000円 導入数量52 で入力する
- ③④ ハードウェアレンタル 単価15000円 導入数量23 で入力する

									**	画面イメージ
	ITツールNo	ツール 管 理コー ド	ITツール名	カテゴリー	対応 事業	単価(円)	導入 数量 (個)	金額 (円)	Т	備考
削燥!	TL01- 0001253	TEST-T- 007	ハードウェ アレンタル	ハードウェ アレンタル		10000	52	520,00	00	
削煤	TL01- 0001253	TEST-T- 007	ハードウェ アレンタル	ハードウェ アレンタル		15000	23	345,00	00	
検索										

● 期間が違う契約をまとめて入力すると、実績報告時に書類との整合性がとれないことが考えられます。できるだけ、単価、期間が同じものを1つのITツールとして入力してください。 ※すでに上記のようにまとめて入力されている場合、変更の必要はありませんが、実績報告時

に詳細を確認させていただくことがあります。

IT事業者ポータル



ここまでに入力した内容を確認してください。



「修正する」で各ページに 遷移します。修正を行って ください。

IT事業者ポータル





IT導入支援事業者の入力はここで完了ですが、 申請者より訂正依頼があった場合は、訂正を行ってください。

申請マイページ



申請マイページにログインし、手続きを進めてください。



申請マイページ



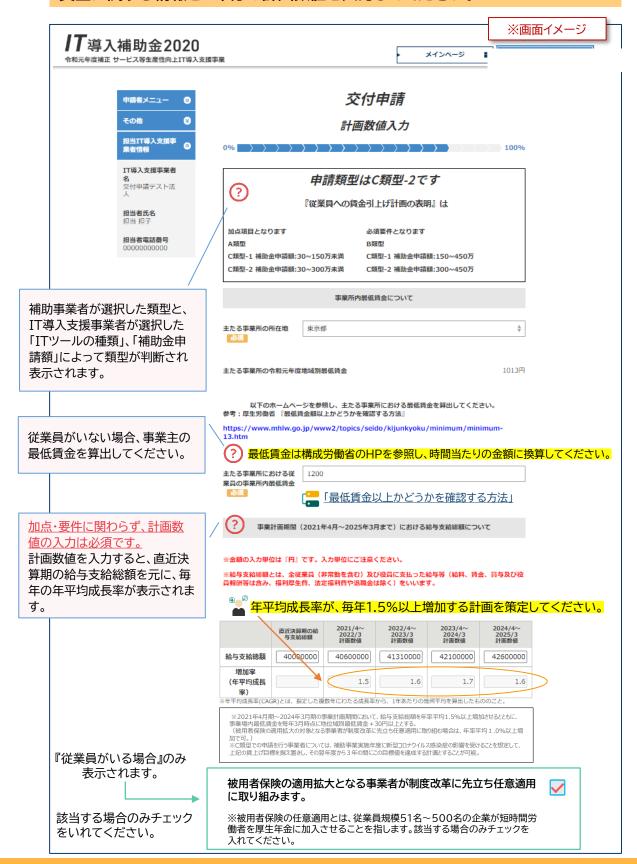
1から16までの申請要件をすべて確認し、チェックをいれてください。



申請マイページ



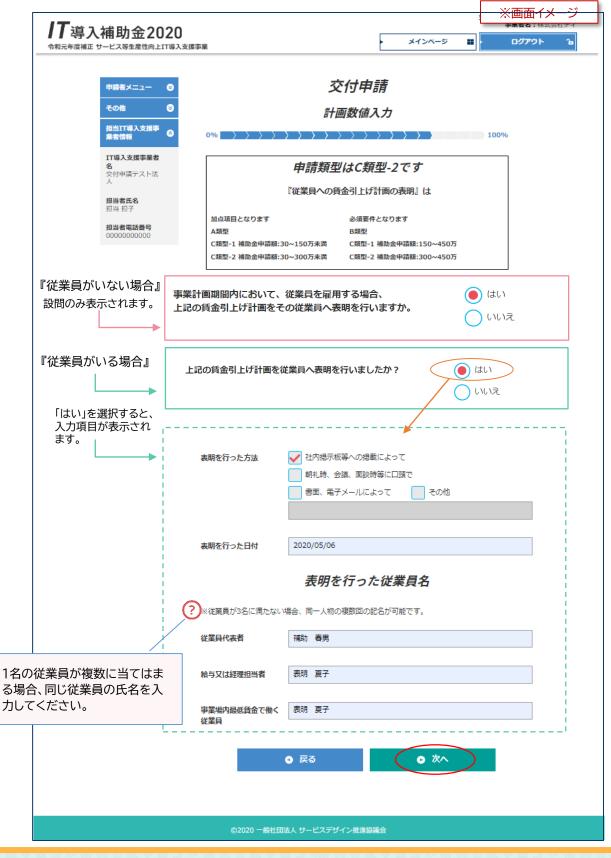
賃金に関する情報と4年分の計画数値を入力してください。



申請マイページ



賃金に関する情報を入力してください。



申請マイページ



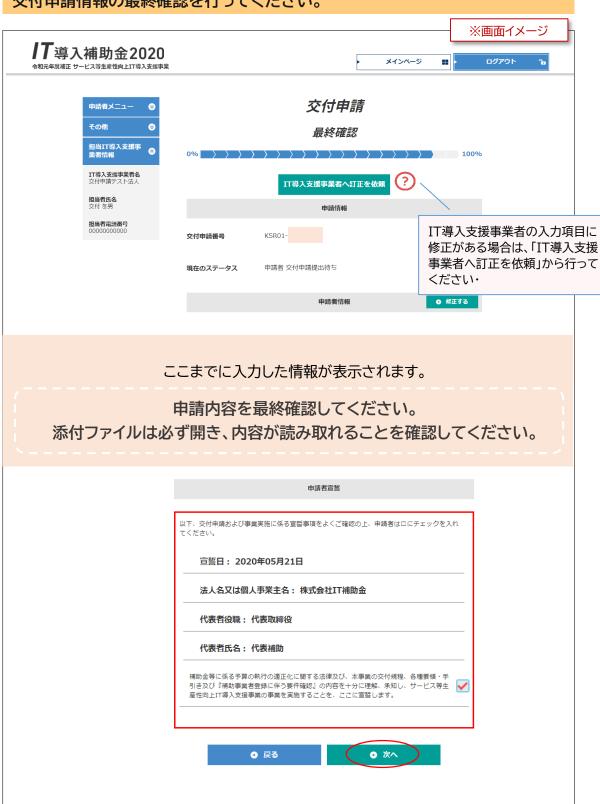
第三者による総括的な確認に関する情報を入力してください。



申請マイページ



交付申請情報の最終確認を行ってください。



交付申請を提出する

申請マイページ



SMS認証を行い、交付申請の提出を完了してください。





・ 提出が完了しました。採否の発表をお待ちください。

【更新履歴】

2020/05/11	P.7	C類型-1の上限額訂正
2020/05/15	P.13	公募スケジュールを更新
2020/05/22	P.7	類型判別チャートを更新
	P.7	経費対象経費及び補助率、対象類型、補助上限額・下限額を更新
	P.8	補助対象となるITツールを更新
	P.9	補助対象外経費を更新
2020/05/25	P.37~P.69	7. 交付申請画面イメージを追加
2020/06/17	P.37~P.71	画面イメージページの追加、画面イメージに文言の追加、